

新型コロナウイルス感染症の影響等により納税が困難な方に対する 市税・国民健康保険料の猶予制度

徴収の猶予

- ▶ 新型コロナウイルス感染症に関連する以下のようなケース等で一時に納付することができない場合は、猶予制度がありますので、旭川市税務部納税推進課(電話 0166-25-5980)にご相談ください(徴収の猶予:地方税法第15条)。

(ケース1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

(ケース2) ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

(ケース3) 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

(ケース4) 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

※「ケース2」は国民健康保険料では該当しません。

申請による換価の猶予

- ▶ 上記のほか、市税・国民健康保険料を一時に納付することができない場合は、申請による換価の猶予制度がありますので、旭川市税務部納税推進課(電話 0166-25-5980)にご相談ください(申請による換価の猶予:地方税法第15条の6)。

※ 市税については、eLTAXからも徴収の猶予や換価の猶予の申請は可能です。詳しくは地方税共同機構のホームページ (<http://www.eltax.lta.go.jp/news/03047>) をご覧ください。